平成２２年（フ）第１２号
埼玉県熊谷市大原２丁目５番26号、破産申立時の住所埼玉県熊谷市上之780番地11
債務者　藤倉　正明
1　決定年月日時　平成22年４月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日までさいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第９８号
埼玉県羽生市南７丁目８番地22　エステート101号
債務者　石川　夏江
1　決定年月日時　平成22年４月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日までさいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第１０５号
群馬県富岡市別保110番地５、破産申立時の住所埼玉県本庄市若泉１丁目７番５―603号
債務者　渡邉　圭一
1　決定年月日時　平成22年４月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日までさいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第１０６号
群馬県富岡市別保110番地５、破産申立時の住所埼玉県本庄市若泉１丁目７番５―603号
債務者　渡邉　洋子
1　決定年月日時　平成22年４月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日までさいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第１１４号
埼玉県比企郡小川町大字小川416番地１
債務者　山口　利夫
1　決定年月日時　平成22年４月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日までさいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第１１７号
埼玉県行田市長野２丁目21番１号
債務者　川岸　一博
1　決定年月日時　平成22年４月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日までさいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第１２２号
埼玉県東松山市大字大谷4841番地９　ハイツ松本１号
債務者　松本　崇史
1　決定年月日時　平成22年４月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日までさいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第１２７号
埼玉県児玉郡神川町大字池田544番地１
債務者　堀川　克子
1　決定年月日時　平成22年４月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日までさいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第１３１号
埼玉県児玉郡神川町大字植竹296番地16　ライフピア神川204
債務者　大畠　路夫
1　決定年月日時　平成22年４月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日までさいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第１４３号
埼玉県東松山市松山町３丁目４番25号　ハイツバンブー101
債務者　冨岡　辰也
1　決定年月日時　平成22年４月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日までさいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第１４４号
埼玉県東松山市松山町３丁目４番25号　ハイツバンブー101
債務者　冨岡　孝子
1　決定年月日時　平成22年４月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日までさいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第１４５号
埼玉県熊谷市上之2710番地２
債務者　川田　兆子
1　決定年月日時　平成22年４月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日までさいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第１５０号
埼玉県羽生市北２丁目11番45号　フレッシュハイツＣ102
債務者　山口百合子
1　決定年月日時　平成22年４月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日までさいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第２４号
新潟県上越市牧区荒井845番地
債務者　岩﨑　智美
1　決定年月日時　平成22年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで新潟地方裁判所高田支部

平成２１年（フ）第２０９号
富山県砺波市太田773番地２　コーポ太田303号室
債務者　冨田　知子
1　決定年月日時　平成22年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで富山地方裁判所高岡支部

平成２２年（フ）第３４号
富山県高岡市本丸町13番43―203号　本丸ハイツ
債務者　原　　浩一
1　決定年月日時　平成22年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで富山地方裁判所高岡支部

平成２２年（フ）第３８号
富山県高岡市鐘紡町３番21号
債務者　伏江建築こと　伏江　治尚
1　決定年月日時　平成22年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで富山地方裁判所高岡支部